2027 年種付分
別紙様式第 1 号

配合申込書

公益社団法人　日本軽種馬協会　会長　殿

本申込書**裏面記載事項**を承諾のうえ、下記の通り「公益社団法人日本軽種馬協会種牡馬配合・種付規程」により配合を申込みます。

●配合申込種牡馬

●配合申込牝馬

繁殖登録番号					
血統登録番号					

牝馬名	生年（西暦）　　年
父馬名	母馬名

申込者		
住所 氏名　　㊞　TEL		
種付料支払者（申込者と異なる場合に記入）		
住所 氏名　　TEL		
飼養者　□申込者と同じ　□支払者と同じ （申込者・支払者と異なる場合に記入）	飼養者会員番号	
住所 氏名　　TEL		
所有者　□申込者と同じ　□支払者と同じ　□飼養者と同じ （申込者・支払者・飼養者と異なる場合、下記に記入）	所有者会員番号 所有者馬主番号	
住所 氏名　　TEL		

変更事項	変更内容	記入日	記入者

※上記記入欄の色付き部分は記入しないで下さい。

2027 年の種付については下記事項をご承諾のうえ

配合申込を頂いたものといたします。

●種付条件●　2027年の種付条件は以下のとおりとなります。

種付条件		種付料支払期限	種付料 返還特約	受胎報告書 または 不受胎報告 書の提出	産駒誕生 報告書 の提出
受胎 確認後支払	流死産時、産駒死亡時（生後30日以内） に種付料を返還	種付年9月30日現在で受胎確認後 同年10月31日まで	あり	必要	必要なし
産駒 誕生後支払	産駒が生後30日以内に死亡した場合は 支払い義務なし	産駒誕生から30日経過後、 種付翌年10月31日まで	なし	必要なし	必要

※種付料が支払期限までに支払われなかった場合、種付料に遅延損害金を加算し請求いたします。

<受胎確認後支払>

（1）本申込において配合決定し種付した配合申込牝馬が、種付年9月30日現在で受胎していた場合は所定の「受胎報告書」、不受胎の場合は所定の「不受胎報告書」を同年10月15日までに提出いたします。なお、期日を過ぎても所定様式による報告が無かった場合、受胎と見なされることに異議はありません。

（2）上記(1)において受胎していた場合は、当該種付料を種付年10月31日までに支払いをいたします。なお、種付料支払期限が金融機関の休業日に当たるときは、休業日後最初の営業日に支払いをいたします。

（3）種付料支払い以降に流産、死産又は産駒が生後30日以内に死亡した場合、種付料返還を受けるため所定の「種付料返還申請書」を速やかに提出いたします。

（4）上記(1)において不受胎の場合、または上記(2)において当該種付料の全額を支払っていなかった場合、種牡馬飼養管理者が発行する当該種付証明書を受け取れないことに異議はありません。

<産駒誕生後支払>

（1）本申込において配合決定し種付した配合申込牝馬の産駒誕生後は速やかに所定の「産駒誕生報告書」を提出いたします。

（2）当該種付料は産駒誕生から30日経過後、種付翌年10月31日までに支払いをいたします。なお、種付料支払期限が金融機関の休業日に当たるときは、休業日後最初の営業日に支払いをいたします。

（3）産駒が生後30日以内に死亡した場合、産駒死亡後に速やかに所定の「産駒死亡報告書」を提出いたします。

（4）種付料支払者が当該種付料を支払わない場合、種牡馬飼養管理者が発行する当該種付証明書を受け取れないことに異議はありません。

●変更事項等について●

変更事項、変更内容、記入日が記入され、記入者欄に申込者もしくはその関係者による署名があった場合には、種付料支払者、飼養者及び所有者においてもその変更について承諾しているものとし、異議はありません。